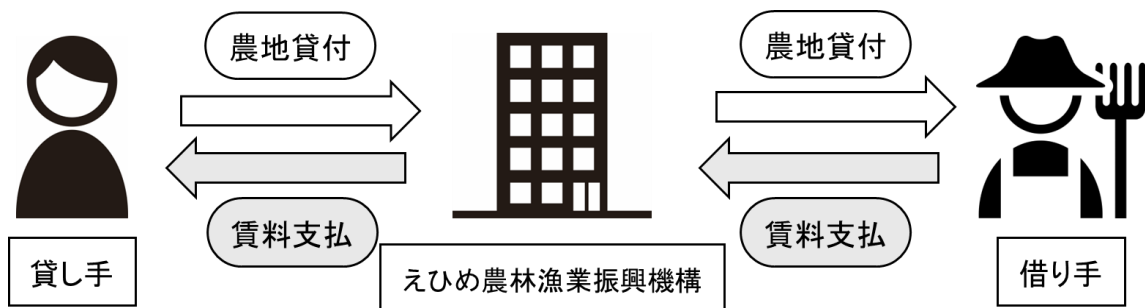


中間管理事業による利用権設定

農地中間管理機構（えひめ農林漁業振興機構）が間に入ることで、農地法の許可を受けずに農地の貸借ができます。希望される場合は、下記申請書類を農業委員会まで提出してください。



注意事項

- 契約の相手方は農地中間管理機構になります。
 - ・地主から一度機構に貸し付けて、機構から耕作者に貸し付ける流れになります。
- 申請から成立までの期間は3ヶ月程度です。
- 賃貸借契約の場合、賃料は農地中間管理機構経由で支払われます。
 - ・申請後、機構から口座情報等について確認があります。
 - ・物納の場合は、別途合意書の添付が必要です。

申請書類

- 農用地利用集積等促進計画・・・1部
- 農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等・・・1部
- (物納の場合)物納による賃料等譲渡合意書・・・**2部**
- (物納の場合)物納による賃料等譲渡承諾書・・・1部

※ 記入例を必ずご確認ください。

○問い合わせ先
西予市農業委員会事務局
TEL: 0894-62-6417
E-mail: nouin-jimu@city.seiyo.ehime.jp